

塚原ト伝全国キャンペーンキャラクター「ぼくでん」の使用に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、塚原ト伝全国キャンペーンキャラクター「ぼくでん」(以下「キャラクター」という。)の使用について、必要な事項を定めることにより、キャラクターの有効な活用を図ることを目的とする。

(基本デザイン等)

第2条 キャラクターの基本デザインは別図1のとおりとする。

2 キャラクターデザインの著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に掲げる権利を含む。)は、全て鹿嶋市観光協会(以下「協会」という。)に帰属する。

(使用条件)

第3条 キャラクターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 地方自治体及び塚原ト伝全国キャンペーン推進委員会参加企業・団体及びその団体に加盟する企業等

(2) 協会の長(以下「会長」という。)が、その活動の推進のために、特に必要と認めた団体

(使用申請)

第4条 前条に規定する者で、商品にキャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめキャラクター使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第5条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認める場合は、使用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、会長は、必要な条件を付することができるものとする。

(使用の不許可)

第6条 会長は、第4条の規定による使用許可申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) キャラクターの趣旨に反するおそれがある場合

(3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用しようとする場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が使用を不相当と認める場合

2 前項の規定によりキャラクターの使用を許可しないときは、使用不許可通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第5条の規定により、キャラクターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 商標法(昭和34年法律第127号)第5条の規定に基づく商標登録出願を行うことはできないこと。

(2) 第5条第2項の規定により付された条件に従って使用すること。

(使用許可の取消し)

第8条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用許可を取り消すことができる。

- (1) この規定に基づく規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認めたとき。

2 会長は、前項の規定により許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用許可の取消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。

(使用料)

第9条 キャラクターを商品として使用しようとするものは、別表1に定める使用料を会長に支払うものとする。

2 ただし、会長が特に認めた場合はこの限りではない。

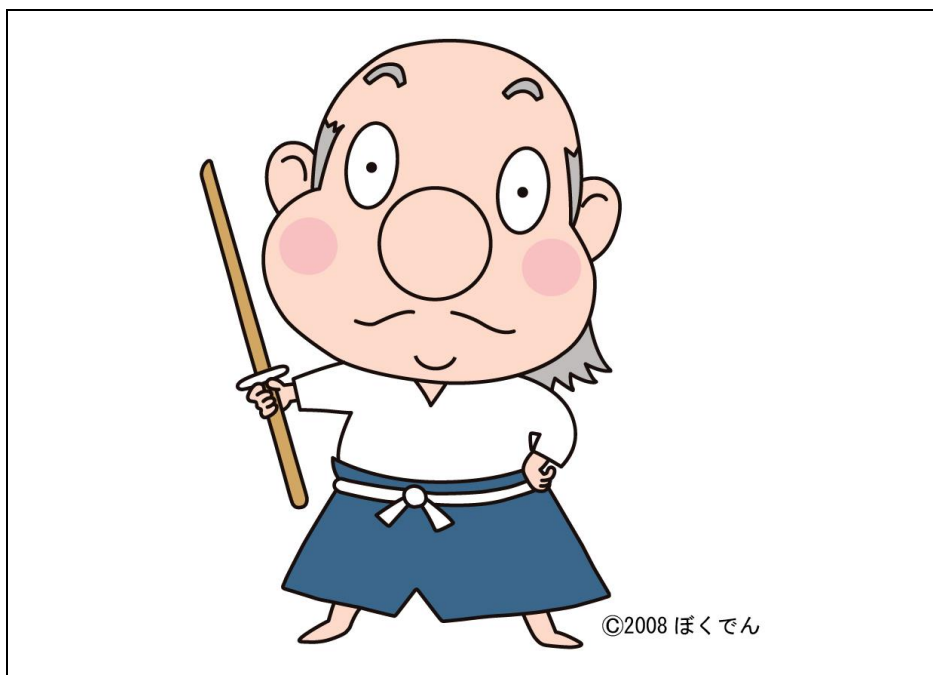
(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成21年2月16日から施行する。

別図1



別表1

目 的	使 用 料
販売を目的とするもの	小売価格（消費税賦課前）×3%×製造個数
販売を目的としないもの（景品等）	製造価格×3%×製造個数

平成 年 月 日

塚原ト伝全国キャンペーンキャラクター「ぼくでん」使用許可申請書

鹿嶋市観光協会長（宛）

申請者 住 所
名 称
代表者 印
連絡先

塚原ト伝全国キャンペーンキャラクター「ぼくでん」の使用について、下記のとおり申請します。

記

使 用 内 容	
期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
製 作 数 量	/ 年 ・ 月
使 用 概 要 (何に、どのように使用するのか記載してください。)	(※使用の概要がわかる見本・資料等があれば添付してください。)
販 売 金 額	円 / 1 個 ・ セット (製造金額 円 / 1 個 ・ セット)

平成 年 月 日

塚原ト伝全国キャンペーンキャラクター「ぼくでん」使用許可書

殿

鹿嶋市観光協会
会長

平成 年 月 日付で申請のあった下記内容における塚原ト伝全国キャンペーンキャラクター「ぼくでん」の使用申請について、使用を許可します。

つきましては、使用規程を遵守のうえご使用下さい。

記

使用内容	
期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
製作数量	/ 年・月
使用概要	
販売金額	円 / 1個・セット
使用料	・有償 (円×3%× 個) 円 ・無償

様式第3号

平成 年 月 日

塚原ト伝全国キャンペーンキャラクター「ぼくでん」使用不許可通知書

殿

鹿嶋市観光協会
会長

平成 年 月 日付で申請のあった塚原ト伝全国キャンペーンキャラクター「ぼくでん」の使用申請については、下記の理由により不許可としますので通知します。

記

(不許可の理由)